

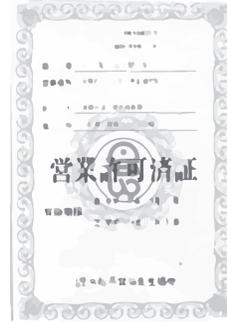
【Q&A】

Q1. 自宅で作ったもの（食品）を販売できますか？

出来ません。

必ず、各種製造許可書のある施設で作られたものしか販売はできません。（事前に提出が必要）

例）フードなら「飲食店営業許可」、スイーツなら「菓子製造許可」等、販売物に合った許可書が必要です。



Q2. カフェ・レストランの飲食店チケットは販売できますか？

出来ます。

但し、**販売額より 5% 以上**お得になるように設定してください
例) 3000 円（税込）で販売するなら 3150 円（税込）に。

チケットの有効期限は半年以上に設定してください



Q3. 料理教室のチケットは販売できますか？

出来ます。

但し、**通常の販売額より 10% 以上**お得になるように設定してください
例) 普段 5000 円（税込）で販売しているなら 4500 円（税込）に。

開催日は販売日より 3 ヶ月以内に設定してください



Q4. 初日で全て完売した時は申請したもの以外を販売してもいいですか？

出来ません。

事前申請したもの以外販売できません。もしも、申請の無い物が販売されて場合、事務局で強制的にアカウントを停止します
また、ビーガングルメ祭り NG 商品だった場合、罰則金が発生しますのでご注意ください